

『いいあんべー共生事業』福足サービス要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域公民館を拠点に実施している『いいあんべー共生事業』に参加支援を行うため移動手段の確保が困難な方が健康維持に努め、閉じこもり等にならないように住み慣れた地域で安心した在宅生活が送れることを目的とする。

(事業運営)

第2条 事業の運営主体は社会福祉法人西原町社会福祉協議会（以下、「社協」）が行い、地域自治会と協力して事業を推進するものとする。

2 地域自治会は、この事業を運営するために運転協力員の確保に努める。

(利用の対象者)

第3条 利用対象者は各自治会居住者で見守り世帯であり、身近に外出時の付き添いできる身内がいなく、『いいあんべー共生事業』に参加するための移動手段の確保が難しい方の送迎を行うものとする。

(利用の申請)

第4条 サービスを利用する者は、利用者申請書（様式第1号）により各地域自治会会長に申請しなければならない。

2 各自治会会長は、利用者名簿を社協へ提出するものとする。

3 次年度の継続については、年度末に本人確認を行うものとする。

(利用の決定)

第5条 社協会長は前条の利用申請があったときは速やかに必要事項を調査確認の上、利用の可否を決定し、利用可否通知書（様式第2号・2-1号）により申請者に通知するものとする。

2 地域自治会においては利用状況等を取りまとめ、毎月の活動報告書を提出するものとする。

(利用の回数)

第6条 利用の回数は、『いいあんべー共生事業』の実施回数に応じるものとする。

(運行日時・時間)

第7条 運行の実施は、地域自治会『いいあんべー共生事業』開催の日程に合わせて地域の運転協力員が送迎を行うものとする。

(利用の中止)

第8条 会長は前条に定めるもののほか、利用者が次の各号のいずれかに該当する時は利用を中止することができる。

- (1) 利用目的に違反したとき
- (2) 運転手に対して暴言暴力等安全運転上支障をきたすような行為をしたとき
- (3) その他、会長が不相当と認めたとき

(利用料)

第9条 利用料は無料とする。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は利用中に事故あるいはこれに起因する損害を被った場合、本会が加入している保険適用を受けることその他、本会に対して損害賠償の請求を行わないこと。

(台帳の整備)

第11条 自治会長は事業の利用者及び協力員の状況を明確にするため、利用者名簿（様式第4号）及び運転協力員名簿（様式第5号）を整備するものとする。

(運転協力員)

第12条 運転協力員は、地域の協力員として募るものとする。

- 2 運転協力員として登録する者は、社協が催す安全運転講習会を受講すること。
- 3 社協の保険（送迎サービス補償）の加入を行い、運転協力員名簿（様式第2号）に登録する。この保険料は社協が負担するものとする。
- 4 送迎に使用する車輛は、運転協力員の自家用車とし、任意保険に加入していることを条件とする。
- 5 運転協力員は、活動報告書（様式第3号）の提出（自治会長）により、交通費の支給を受けることができる。

(財源)

第13条 本事業の運営費は、社協会費及び赤い羽根共同募金等の財源で運営しているため、利用を希望する者は、社協会員への加入を行うものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年 4月1日から適用する。